

- 1．県庁舎多目的広場復活について
- 2．「健やかこども基金」の活用と子育て支援について
- 3．那珂川沿岸農業水利事業について
- 4．茨城空港・自衛隊百里基地について

1．県庁舎多目的広場復活について

大内委員 日本共産党の大内久美子です。

最初に、県庁舎多目的広場の復活についてお尋ねいたします。

県庁西側の多目的広場の県民利用が平成18年6月から禁止となり、職員の駐車場になってしまいました。高齢者クラブのスポーツを初め、保育園児の散歩、中学生の部活動、トレーニング、住民の散策など憩いの場所として親しまれてきました。

県民は、復活を強く望んでいます。なぜ、多目的広場を職員駐車場にしてしまったのでしょうか。駐車場計画と現状について、総務部長にお尋ねをいたします。

上月総務部長 大内委員にお答え申し上げます。

駐車場の関係の経緯等でございますけれども、多目的広場でございますが、これは、もともと県庁の調整池をつくったときに、多目的広場という名前にしていたものでございまして、特に、利用の受け付け等をした上で許可をし、利用とかに供していたものではなく、空いているときに、恐らく近隣の住民の方々だと考えておりますが、グラウンドゴルフ等に利用されてきたというようなものでございます。

この多目的広場、調整池でございますが、調整池につきましては、現在、県庁の東側の業務用地に建設が進められております商業・業務用地の施設につきまして、売却までの間、暫定的に職員駐車場として従来利用いたしておりましたが、用地の売却に伴いまして、利用ができなくなりますため、早急に駐車場を確保する必要が出てきたものでございます。

県庁外の民地などもいろいろと検討いたしましたが、なかなかある程度まとまった広さの場所を確保するというのも難しいといったようなこと、あるいは造成費プラス、

当然、借地代なども出さないといけないというようなこと、あるいはもとどおりに原状を回復しないといけないというようなことで、また経費がかかるといったようなことなどもありまして、最終的に多目的広場を駐車場として利用することになったものでございます。

大内委員 現状がどうなっているのか、数字を明らかにしてください。

上月総務部長 現状は、立体駐車場を含めまして、職員約 2,230 台程度に許可をいたしてございます。調整池の方には、現在、100 台程度がとまっているというような状況でございます。

大内委員 私の用意した資料をごらんください。

平成 12 年 3 月に管財課が編集発行した茨城県庁舎建設記録誌から抜粋をしました。職員駐車場は、800 台のスペースを確保し、敷地外東側に当分の間、950 台の駐車スペースを確保するとして、西側の駐車場は、将来、立体駐車場の建設を予定していると記されています。

平成 20 年 4 月に立体駐車場は、答弁のように、来客を含んで 2,200 台つくられました。建設時の計画に比べて、職員用は何と 432 台もふえているのです。そのうち、多目的広場には、御答弁は 100 台ということでしたが、183 台確保しました。芝生広場は、コンクリート敷の職員用駐車場に変えてしまったのです。資料にもありますように、新県庁舎について、知事は、記録誌に、長く県民に親しまれ、風格を備えた庁舎、災害時に防災拠点として機能する庁舎など、基本理念を述べています。多目的広場は、集中豪雨対策としてつくられた調整池兼芝生広場でした。

私は、今こそ、県庁舎の基本理念と多目的広場の設置目的に立ち返り、復活を求める県民の願いにこたえるべきだと考えます。総務部長の見解をお聞かせください。

上月総務部長 今いただきました資料で、1,750 台というふうにあるわけですが、これは、当時、新庁舎に移りまして、どれぐらいの職員の自家用車通勤があるかというような傾向もまだ十分にわからなかった時代に、庁舎内の、この絵で言いますと、駐車ゾーンというふうに書いてあります部分と、それから敷地外に 950 台と書いてございますが、この 950 台と言いますのは、現在、売却をしております業務用地の一部、一番先に売れるであろうと思っていました部分を当面、暫定的に駐車場というふうにしたわけございまして、1,750 台というので、職員用の駐車場として十分であったということで、その後たくさんふやしていったというわけでは決してござ

いません。

ちょっと古いデータしかなかったのですが、約 2,800 台程度が現在、職員自家用車通勤ということでございまして、それに比べまして、現在許可をしておりますのは 2,200 台程度ということでございますので、現在でも、庁舎外に 600 台程度は、自分で少し高い駐車場を借りて職員の方も自分で用意しているのだらうというふうに考えております。

長く県民に親しまれというようなことで、もちろん努めているところでありまして、そういう意味では、この県庁舎につきましては、開庁時から 25 階の展望ロビーや 11 階のアトリウムは開放しておりますし、また、身体に障害を持たれる方、あるいは高齢者を含むすべての利用者が安心して利用できるように、さまざまな装置、スロープなどを設置してございます。

また、御案内のとおりであります。庁舎の周辺には、県民広場を初め、特に、その前側あたりには、子供たちも遊び場として使えるような公園といったような形で配置をいたしております。こういうふうな理念で県庁舎の運営をしていることにつきましては、現在も変わっていないものでございます。

大内委員 長く県民に親しまれ、住民の方が憩いの場所として親しんできた芝生広場です。緑の広場をコンクリートにしていく、これ自体が今の緑化から逆行するものです。復活を強く求めて、この質問は終わりにいたします。

2. 「健やかこども基金」の活用と子育て支援について

○大内委員 次に、健やか子育て支援について質問いたします。

追加経済対策の県健やかこども基金を活用して保育所の増設に取り組み、平成 20 年から 3 年間で待機児童をなくす重点期間にしました。パネルを用意しました。

このパネルでは、平成 16 年から 20 年までの待機児童と水戸市の待機児童を記しております。

茨城県は、この間、待機児童もふえましたけれども、水戸市は、この 20 年度だけ見ても、待機児童の約 3 分の 1 を占めているわけでございます。そして、下に新增設の箇所を書きました。これを見ますと、平成 16 年 10 カ所です。今回の 21 年度は、13 カ所ということで、前年度に比べても減少しております。

21 年度は、県が 13 カ所、水戸市はゼロです。重点期間としながら、新增設を減少しています。市町村と一体となって、もっと積極的に取り組むべきではないでしょうか。老朽化対策も定員増と保育環境改善にとって重要です。どのように取り組んでいくのか、保健福祉部長の見解をお聞かせください。

山口保健福祉部長 お答えいたします。委員御指摘のとおり、昨年 10 月現在、保育所の待機児童数は 689 人に上っておりまして、これらを解消することが喫緊の課題というふうに認識しております。

このため、県におきましては、来年度から茨城県健やか子ども基金を活用いたしまして、22 年度までの 2 カ年間に保育所や認定こども園を通年ベースの 2 割強に当たる 38 カ所を目標に集中的に整備を進めていくこととしております。

整備に当たりましては、新設に加えまして、安心、安全を確保する観点から、老朽化施設の増改築にも十分配慮しながら進めてまいりたいと考えております。

定員の純増は、新設と増改築を合わせまして、1,650 人となります。これらの整備を通じまして、現時点での待機児童は、ほぼ受け入れが可能になると見込んでおります。

大内委員 保育所は増設しましたがけれども、待機児童はふえている。あと 2 年間で待機児童をなくす保障はありません。全県の 3 分の 1 を占めている水戸市の場合、類似都市に比較しても、保育所の数が圧倒的に少ないのです。この解決を軸に行わなければならないと私は考えます。

水戸市のある保育所で、保護者にアンケートをとりました。一番長い人は、2 年待ってようやく入所できました。職場復帰や求職活動をおくらせたり、祖父母に無理して見てもらったり、無認可保育所の利用や職場に子供を連れていきながら働いた保護者もありました。1 人目の子供でも、保育所に入るのがこんなに大変なのに、2 人目など考えられないとの声を寄せています。基金の活用は、22 年までの期限つきです。この 2 年間だけではなく、新增設と老朽化対策を計画的に行い、施設整備のために県も補助金の復活などに取り組むことを提案します。

無認可保育所は、全県で 278 カ所、5,877 人が利用して保育を受けている子供の 12.5% に当たります。県は、児童福祉法 59 条で、指導監督をしております。しかし、支援策がほとんどありません。子供と保育者の処遇改善、保育内容や保育料などの情報提供を市町村に行うなど、支援策についてどのように対応していくのか、伺うもの

です。

山口保健福祉部長 委員御案内のとおり、20年3月31日現在、認可外保育施設は278カ所、5,877人の乳幼児が利用している状況であり、大変な保育サービスの一翼を担っていただいていると認識しております。

認可外保育施設への支援につきましては、職員の衛生安全対策のために、保育士や調理担当職員への健康診断費用の補助を行っているほか、保育の質を高めるために財団法人こども未来財団と共催で研修を実施しているところでございます。

これらに加えて、来年度から賃貸物件として新たに認可外保育施設を設置する場合の賃料、改修費の補助や認可外保育施設が家庭的保育所を支援する場合の補助が創設されます。これらの補助制度なども活用しながら支援をしていきたいと思っております。

また、来年度からは、中小企業が整備する事業所内保育施設につきましても、施設整備費の助成を実施してまいります。

次に、委員御提案の認可外保育施設に係る情報提供でございます。

県におきましては、県内の認可外保育施設に係る名称、所在地、定員や保育時間等の情報をホームページに掲載するとともに、電話等による県民からの問い合わせに対応しているところでございます。

市町村においても、パンフレットやホームページにおいて、保育内容等を積極的に公開しているところもございますが、詳細は、利用者自身が確認するよう求めているところもあるなど、その取り組みに差があることもまた事実でございます。

認可外保育施設の情報提供は、基本的には、利用者に身近な市町村において行うことがサービスの向上につながるものと考えておりますが、県といたしましても、利用者の要望にこたえられるような情報提供が行われますよう、市町村の担当者会議や保育事務に関する指導、監査などを通じて働きかけてまいりたいと考えております。

大内委員 部長も私もそうですが、子育てをしながら仕事をしてきました。子育て支援にとって保育所の増設は、重要な課題でございます。先ほどの認可保育所を中心に増設計画に取り組み、無認可保育所の支援策など具体的に行えるよう強く要望して、この点は終わりにいたします。

3 那珂川沿岸農業水利事業について

○大内委員 次に、那珂川沿岸農業水利事業について質問をいたします。

新年度の国直轄事業負担金は、376 億円です。その 4 割は、国営土地改良事業負担金 147 億円でした。那珂川沿岸水利事業は、国直轄事業として、平成 4 年度から始まりました。水戸市を含め 5 市 3 町 1 村の農業用水事業です。総事業費は、当初の 495 億円から 603 億円になり、今後は、782 億円と大幅な変更が計画をされています。とりわけ、御前山ダムは、県内初の農水用ダムで、213 億円から 370 億円と 107 億円も増加になります。県負担は 23%で 86 億円です。これほどまでに増額になることについて、知事の所見を伺います。

橋本知事 今回のダムの増額理由でございますけれども、阪神・淡路大震災を契機に、耐震設計基準が改定され、大規模な地震が発生した場合に備えることが必要になってまいりました。

そのため、基礎地盤を 3 メートル深くしたり、それに伴って堤体幅を広くするなどにより増額となったものでございまして、ダムの安全性確保ということは、極めて重要でございますので、そのためにはやむを得ないのかなと考えております。

大内委員 増額案に対して、平成 16 年 1 月の記者会見で、知事は、総事業費が圧縮できるか、注文をつけている。御前山ダムは比較的新しいので、何でこんなにふえるのかと国に強く言っていると述べました。

私は、水利事務所に行き、御前山ダムは、ことしの夏には工事が完了する予定と聞いてまいりました。ダムの事業費は、当初の 1.7 倍です。平成 12 年から 4 期にわたって工事が行われ、4 期のすべてを鹿島・西松・株木の共同企業体が受注をしております。変更手続をしないまま、ダム工事費を大幅に増額し、完了後に総事業費の大幅変更の手続でごまかそうとしているのです。納得できません。この計画変更の内容について、知事は、どのような見解をお持ちでしょうか、伺います。

橋本知事 この事業、ダムを建設する 1 期地区と揚水機場や用水路をつくる 2 期地区から成っておるところでございますけれども、土地改良法上、両地区は一体の事業となっております。そのため、計画変更を実施するかどうかの判断は、ダム工事だけの増額ではなくて、全体事業費で判断するものとなっておりますと聞いております。

今回の計画変更は、6 土地改良区の編入面積とダム事業費が最近決まりましたことから、これらを合わせて国では計画変更を行うことになったと聞いておりまして、こ

の時期になったのは、やむを得ないと考えているところでございます。

ただ、委員からも御指摘ございましたように、事業費については、できるだけ縮減してほしいということで、私どもの方からも、国に対して強く申し入れたところでありまして、当初、国から示されました変更計画案よりも約 15% 建設コストが縮減されたところでございます。

大内委員 当初の計画は、崩れております。計画変更の中身は、水田を 2 倍にし、畑地かんがいも 4 分の 1 減らすという内容です。ダムは新設ですが、その他は新規加入した 6 つの土地改良区の既存施設を活用するものです。受益者は 1 万 2,000 人から 2 万人になり、3 分の 2 以上の同意が必要です。土地改良法では、知事は、市町村と協議をする立場です。この事業は、御前山ダム建設が主な目的ではないでしょうか。国直轄事業負担金に対する批判の声が相次いでいるわけです。全国知事会は、昨日 16 日、直轄事業負担金制度での問題点、課題を検討するプロジェクトチームを立ち上げました。橋本知事は、かねてから廃止、撤廃を主張していたわけです。この際、大幅増額したダム負担金の支払いはしない、この立場に立って取り組むべきだと私は考えます。御所見を伺います。

橋本知事 私の気持ちとしては、直轄事業負担金、ぜひ廃止してほしいということを強く思っているところでございます。

ただ、一方で、法令で義務づけされておりますので、これを、もし負担しないことになると、差し押さえとか、そういった関係にもなってくるわけでございまして、そこにつきましては、御理解をいただきたいと存じます。

大内委員 地震対策でダムが 100 億円以上も増額になったと言いますけれども、地震対策は、小中高、学校の県立の施設、こういうところにきちんと重点を置いて、ダムについては、そんな負担は認められないというのが本来の知事の姿だと思います。

4．茨城空港・自衛隊百里基地について

○大内委員 次に、茨城空港・自衛隊百里基地について質問いたします。

改めて、茨城空港の全体事業費と事業開始からの職員体制について伺います。

橋本知事 茨城空港につきましては、国の事業として、平成 12 年度に事業採択となり、平成 17 年度に工事に着手、平成 21 年度末の開港予定に向けて、現在工事が進

められているところでございます。

また、県におきまして、関連事業として、駐車場、空港公園、アクセス道路等の整備を進めております。

県予算の推移でございますが、平成 12 年度の空港整備推進費は、約 2 億円であり、平成 20 年度は、空港整備推進費と空港ターミナルビル整備事業費を合わせて約 38 億円となっております。

一方、空港整備費の全体額でございますけれども、本体整備費として約 250 億円、ターミナル地区内の駐車場や公園等の整備費として約 97 億円、ターミナルビル建設のための貸付金として約 34 億円を見込んでおるところでございます。

その他、交通の安全確保、円滑化等のために、周辺の道路の整備を行っているところでございます。

次に、職員体制についてでございますけれども、事業を採択されました平成 12 年 4 月には 12 人体制、平成 20 年 4 月現在では 25 人体制となっております。

大内委員 知事就任後、一般職員で 1,400 名もの職員を削減してきました。そして、今、補助金も含めて予算はどんどん削られています。そういう中で、この茨城空港だけは、事業費も、そして職員体制も、特別扱いで進めている事業です。

次に、需要予測についてです。

開港を 1 年後に控え、いまだに国内便は決まっておりません。開港時に国内便 1 日 24 便、年間 81 万人と県民に示してきたことは、間違いであったということを認めるべきではないでしょうか。知事の所見をお聞かせください。

橋本知事 茨城空港、御承知のとおり、平成 18 年に取りまとめられました百里飛行場利活用調査特別委員会の報告書にもありますように、空港を生かして地域の活性化をどう図っていくかということが一番大きな命題となっておるところでございます。そのために、職員数の増、あるいは予算額の確保を行ってきたところでございます。

一方で、需要見込みでございますけれども、私ども、その後のいろいろな状況の変化を踏まえまして、国内線、国外線、両方ともにいろいろな働きかけを航空会社に行っておるところでございます。その中で、国際線については、例えば、アジアナが就航表明をされるとか、いろいろいい感触も得ているところでございますけれども、国内線につきましては、残念ながら、羽田、成田両空港の発着枠拡大の時期とぶつかり

まして、各航空会社がそちらを最優先課題としていること、あるいは急激な景気の悪化や大手航空会社の深刻な経営状況などもあり、現在のところ、就航の見通しが立っていない状況にございます。

したがいまして、当初からこれまでに発表しておりましたような需要を確保できるかということにつきましては、大変厳しい状況にございます。

大内委員 何のために作り続けてきたのか、この点でよく知事そのものが答弁いたしました。国内便 1 日 24 便、これを見込んでつくってきました。決まらない。だとすれば、見直しが必要でした。ターミナルビルは、平成 14 年から 16 年にかけて発行した百里飛行場民間共用化推進協議会のパンフレットの中で、このように言っております。空港運営は、県財政を圧迫しませんかという質問に、百里飛行場は、地方空港とは違い、国が管理する空港です。そのため、必要な経費も国が負担します。こう答えているのです。ターミナルビル建設は、国土交通省が募集して、応募したのは、開発公社だけでした。開発公社に県が 38 億円を無利子で貸し付けて建設しています。ターミナルビルは、年間 4 億円余の収支計画です。収支の 71% は航空会社の施設使用料やテナント料です。国内定期便が決まらない事態は、収支の見通しが無いということです。収入の見通しが無いということです。大幅赤字が予想されています。パンフレットで県民に答えたように、本来、これは国が負担をすべきです。税金投入で赤字の開発公社にまた税金を注ぎ込む、こんなことに県民は納得しないのです。知事の所見を伺います。

橋本知事 ターミナルビルにつきましては、本県の空の玄関口として、県の情報発信や地域振興の観点からも公益性の高い重要施設でありますことから、県が建設費の無利子貸し付けを行うことによって金利負担分の支援を行っているところであります。

ターミナルビルの収入につきましては、航空会社や C I Q 官署からの賃料収入、レストランや売店等からの賃料収入、広告料収入などがあるわけにございますけれども、御指摘のように、航空会社の賃料収入が今の見積もりと違うのではないかとということが現在の大きな課題となってきたところでございます。

また一方で、ビル内の県 P R コーナーや会議室、派出所などを本県が借り上げることにより、公益施設としての機能を維持していくことにもなっております。

一方、支出につきましては、開発公社とともに支出削減の検討を行っているところ

でありまして、今後も、さらなる縮減、運営コストを含めて削減に取り組んでまいりたいと思っております。

建設費が若干低くおさまったこと、あるいはまた、当面のターミナルビルの運営状況にあわせて一般管理費等も縮減していくこと等、これからさまざまな工夫を凝らしてまいりたいと思っておりますが、いずれにいたしましても、ターミナルビルの経営に支障が出ないように、開発公社と一体となって対処してまいりたいと考えております。

大内委員 これほど非科学的なお答えはありません。航空会社が決まっていなくて、その中でどうやって収入を得るのでしょうか。赤字は県民の税金で負担することについては、間違いです。

次に、滑走路について伺います。

私は、先日、現地に行き、地元の方と自衛隊の渉外係長にも会ってきました。パネルをござんください。

パネルです。これが現滑走路です。そして、この自衛隊の航空機がおりたのは、新滑走路です。今、この現滑走路は、かさ上げ工事中ということで使用禁止になっております。使われているのは、新滑走路。ちょうど飛行機がおりたところです。

これは、同行した「しんぶん赤旗」記者が撮影したものです。現滑走路は南側からかさ上げ工事が始まっておりまして、新滑走路を使っているのは自衛隊です。私が行きましたときに、自衛隊が訓練を終え、基地に戻ってくる時間帯でした。新滑走路には、ひっきりなしに自衛隊がおりてくる実態を目の当たりにいたしました。地元の方の話が聞き取れないほど爆音が続いておりました。

本年1月26日から来年3月まで、自衛隊は、この新滑走路を使用して通常の訓練を行うと自衛隊渉外係長は説明をしております。知事は、この実態を把握しているのでしょうか、お尋ねをいたします。

橋本知事 今、お話にございましたように、現在、現滑走路において民航機が着陸できるような意味も含めてかさ上げ工事を行っているところでございます。

このため、本年1月から約1年間、現滑走路を一時的に閉鎖し、自衛隊機が新滑走路を暫定的に使用することにつきましては、これまで私どもの間で合意に至っているところでございます。

ただし、かさ上げ工事終了後は、自衛隊機は、現滑走路の使用を再開することとな

ってまいります。

大内委員 平成 16 年の 3 月 24 日、当時の霞ヶ浦町長は、民間共用化事業にかかわる環境影響評価準備書に対する意見を知事に提出しました。現滑走路のかさ上げ工事実施における航空機騒音について、西側に一時的に移動することが予定されているので、騒音の大きくなる地域が新たに考えられる。適切な措置を講じられたい。こう記しております。平成 19 年 2 月 24 日に、小美玉市長は、新滑走路の自衛隊使用条件など、周辺住民に対して十分な説明を行うことを知事に要望しています。知事は、貴市と十分な連携を図り、周辺住民に対して十分な説明を行っていくと文書回答をいたしました。新滑走路の使用について、知事は、その影響についてどのように対応してきたのか、伺うものです。

橋本知事 県としましては、百里飛行場周辺の 12 カ所におきまして、航空機騒音の調査を実施しているところでございますが、うるささを示す指標であります w 値は、航空機の飛行回数など、飛行上の運用状況を把握するために、飛行経路の直下に設置された自動測定局 2 カ所以外の周辺地域 10 地点でも、毎年 1 ないし 2 地点で 70w 値を超えている状況にございます。

このため、防衛省や百里基地に対しましては、騒音低減対策の強化、あるいは防音工事対象施設の拡大、騒音監視体制の充実などを要望しているところであります。

大内委員 知事ね、先ほど、私がこの示したパンフレットは、新しい滑走路は、すぐそばに民家があるんです。さらに、西側に 210 メートル移動したことによって、騒音の影響が変わるということでございます。その点について、知事は何も取り組んできていないのかと私は今の答弁で感じました。私が伺った住民の声は、西側の滑走路が使われるようになって、騒音がひどくなった。戦闘機の発進時には、テレビのボリュームを最大に上げてても全く聞こえない。電話がかかってきたときには一番困るなど、切実な声でした。

百里基地には、2 つの戦闘部隊と 1 つの偵察航空隊があるのは御存じだと思います。1 部隊には、F 15 が 20 機配置されております。本年 3 月末まで、F 15 配備の一つの部隊が那覇基地に移動します。那覇からは、かわりに F 4 ファントム戦闘機が百里に来るのです。防衛省は、F 4 ファントムの老朽化を理由に、沖縄の離島への侵略や領空侵略に備えるため、性能のすぐれた F 15 を那覇基地に配備するといっているわけです。那覇から来る F 4 ファントムは、F 15 より騒音が大きく、そして何よりも老朽化、

安全面で大変不安の大きい戦闘機です。これを西側の民家に近い、この滑走路で、さらに危険なファントムがここを1年間にわたって使用する。このことについて、知事は、どのように対処しているのか、伺うものです。

橋本知事 御指摘のように、70w値を超える範囲が全体的に西側に移動すると予測され、一部の地域で、現在よりも航空機騒音が増加または減少することが考えられるわけでございますけれども、75w値以上の範囲は、第一種区域内におさまり、工事の実施による航空機騒音の環境影響の程度は、それほど大きくないとされているところでございます。

そしてまた、F4が来るということではありますが、F4の方が騒音は若干大きいと聞いておるところでございますが、著しく増大することはないと聞いております。ただ、御指摘のとおり、F4は、F15より一世代前の古い機種でありますことから、安全保障等について、口頭ではありますけれども、安全確保について万全の措置を講じること、運用の改善等により騒音をできるだけ縮減するようにしてほしいことといったことについて、東京防衛局に対して申し入れをしているところでございます。

大内委員 もう一度伺いますけれども、知事は、西側に、210メートル新滑走路を使用することについて、小美玉市長を初め地元にもどのような説明をし、そして、この騒音の影響調査についてきちんと調査をし、対処するように防衛省に働きかけをしたのでしょうか。1月から使うことについて働きかけをしましたか、伺います。

橋本知事 たしか1月から使うことについては、地元への説明を自衛隊の方でやっていると聞いております。

大内委員 自衛隊ではなくて、知事が小美玉市長に約束をしたのです。約束を守っておりません。平成18年9月27日、小美玉、鉾田、行方市長の連名で、自衛隊百里基地指令あてに基地運営の要望書を提出しました。通常訓練は、基地周辺の騒音を軽減するため、早朝8時まで、昼休み11時半から1時半まで、夜間18時以降及び土日祝祭日の飛行は原則として行わないこと、夜間訓練とエンジンテストも20時から午前8時までには行わないなど、毎年行っている要望内容ですが、このときには、文書回答を求めました。日米共同訓練で、地元が反対をしていたから、回答しなければならなかったのです。半年過ぎて、基地の第7航空団指令が文書回答してきました。昼食時間帯における離陸自粛を拡大すると答えたただけでした。これが今の自衛隊の実態です。夜中、訓練をしないでほしい、エンジンテストをしないでほしい、こういう当た

り前の住民の願いに全く改善すると答えていないのです。自衛隊がお話ししましたから、私はしませんでは知事の任務が果たせません。

騒音測定は、県設置が 12 カ所、防衛局は 11 カ所です。防衛局は、月別に騒音と訓練回数をホームページで公表しています。平成 20 年は、小美玉市上合では、すべてうるささ指数 w 値は、基準値をはるかに超えた 82 以上、5 月には 1 日 100 回を測定、年間 1 万 5,000 回の実態でした。しかし、本県は、このような月別の発表は全く行っていないだけでなく、環境白書には、年間の騒音のみの記録です。毎日騒音で苦しむ住民の訴えをどのように受けとめてきたのでしょうか。改善させる取り組みが行われていないことを示していると思います。

小美玉市長は、基地対策の総合窓口設置を県に要望していました。総合窓口をつかって、訓練や騒音を減らし、被害に対する補償の改善に取り組むなど、知事に強く要望しているのです。知事は、そのことにこたえてきたでしょうか、伺います。

橋本知事 先ほど、地元の要望について、昼食時間帯だけのお話でしたが、例えば、エンジンテスト時におけるサイレンサーの使用など、基地周辺住民への騒音低減に配慮した訓練の実施などにも取り組んでいただいているところでございますし、また、先ほど申し上げました東京航空局、あるいは北関東防衛局からの説明の場でも、騒音対策については、いろいろ地元住民と当局との間に話し合いが持たれておるところでございます。

私どもといたしましても、しかしながら、大内委員のおっしゃるような形で、住民の静ひつというもの、静穏というものを守っていくのは大変重要なことでございますので、小美玉市と一緒に国の方に働きかけを行ってまいりたいと思っております。

総合窓口につきましては、今のところ、見てありますと、それほど総合窓口を設置しなくても、現行体制の中でこなしていける状況にございますので、わざわざ総合窓口を設置しても、ほとんど年間に数件ということになってまいりますと、費用対効果ということもございますので、それについては、現在の体制で当面对応させていただきたいと思っております。

大内委員 開港時に韓国便が 1 日 1 回決まっただけということです。今、自衛隊百里基地は、共用化の事業によって、基地の機能が強化拡大されている。このことがますます明白になっております。基地ができて 42 年、本県は、住民の立場で自衛隊に

何も改善を求めてきませんでした。計画が倒れ、金食い虫の税金投入、そして危険、私どもは、3 K 空港として指摘をし、中止を求めてきました。改めて中止の決断をすべきと知事に申し上げ、質問を終わります。